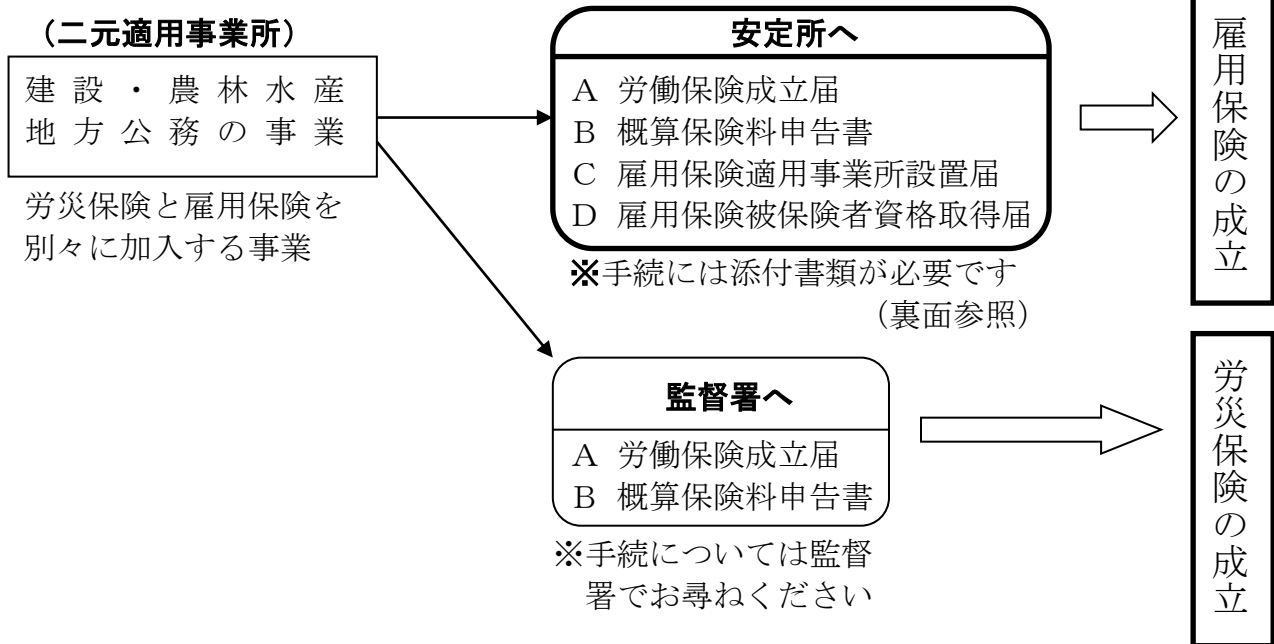
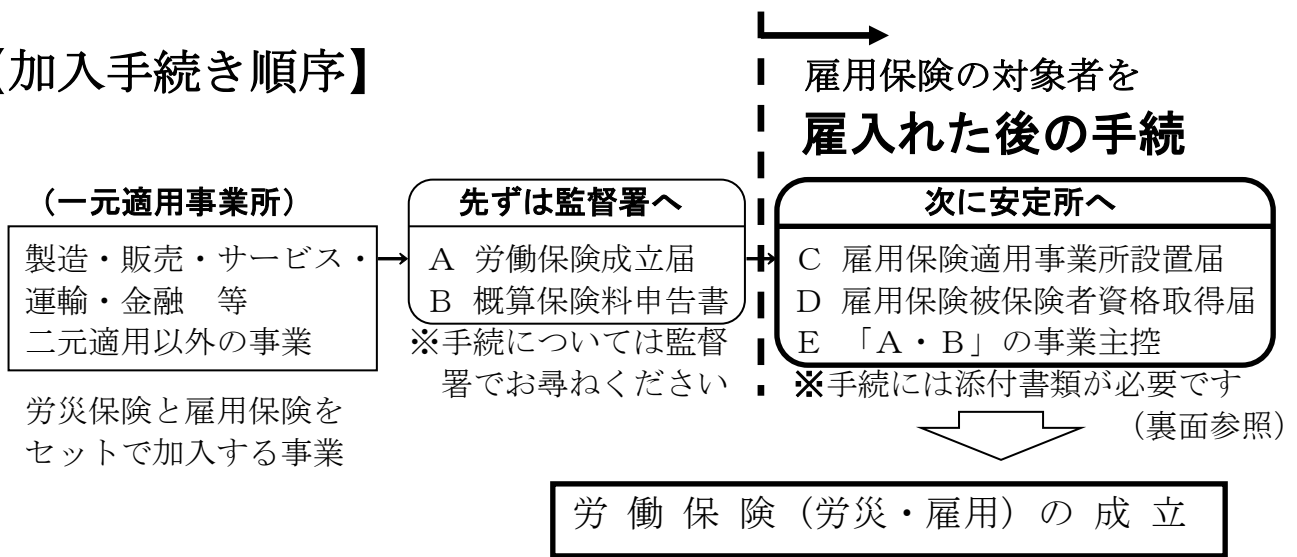


新しく加入される事業主のみなさまへ

【加入手続き順序】



【受付時間】

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 8：30～16：00

※ 待ち時間や書類審査により当日の処理ができなかった場合は、再度来所していただくか、書類をお預かりさせていただくこととなります。

【提出期日】

適用事業に該当するに至った日の翌日から起算して10日以内。

※ 一定期間以上手続きが遅れた場合は、提出書類が異なります。

【添付書類の説明】

C 雇用保険適用事業所設置届(会社の登録)の添付書類

- 【法人の場合】 ① 登記簿謄本「履歴事項全部証明」 ※3ヶ月以内のもの。コピー可
② 事業活動が確認できるもの
- ・ 許認可事業等は、「許認可証」等の書類・ 飲食店の場合は許可通知書
 - ・ それ以外の事業は、事業内容に関する取引先との契約書、納品書、請求書等（出来れば取引先からのもので、押印があるもの）。
- ※ 事業所の所在地が登記上の所在地と異なる場合、確認書類（賃貸契約書等）が別途必要です。

- 【個人の場合】 ① 事業主の「住民票」（※3ヶ月以内のもの。）又は「運転免許証」 コピー可
② 事業所の所在地が確認できるもの
- ・ 「税務関係書類」「賃貸契約書」「公共料金の請求書」等
- ③ 事業活動が確認できるもの
- ・ 許認可事業等は、「許認可証」等の書類・ 飲食店の場合は「許可通知書」
 - ・ それ以外の事業は、事業内容に関する取引先との契約書、納品書、請求書等（出来れば取引先からのもので、押印があるもの）。

D 雇用保険被保険者資格取得届・転勤届(従業員の登録)の添付書類

1. 労働者名簿・・・労働基準法第107条で義務付けられています。
2. 賃金台帳・・・労働基準法第108条で義務付けられています。
労働者を採用した日からのものをご用意ください。
3. 出勤簿または
タイムカード・・・労働者を採用した日からのものをご用意ください。
4. 雇用保険
被保険者証・・・以前雇用保険に加入していた方が所持しています。
初めて働く方は持っていません。
※ 不明な場合は、履歴書を持参する等、前会社の名称が確認できるようにしてきてください。（本人の了解を得ること。）
5. 雇入通知書
事業所控・・・労働基準法第15条で労働条件の明示が義務付けられています。
パートタイム（勤務時間が短い方）労働者分をご用意ください。

★ 労災保険のお問い合わせは、事業所の住所を管轄する労働基準監督署へお願いします。

※ 管轄区域が安定所と一部異なります。ご注意ください。

福岡中央労働基準監督署 福岡市中央区長浜 2-1-1 TEL 092-761-5605

管轄区域：福岡市（東区を除く）、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、糸島市

★ 労働保険事務組合制度について

労働保険事務組合に事務処理を委託すると、次のような利点があります。

イ 事業主（取締役）及び家族従業員も労災保険に特別加入できます。

ロ 労働保険料の額にかかわらず、3回に分割納付できます。

ハ 労働保険・雇用保険の各種手続を代行するので、事務処理が軽減されます。

*リーフレットがございます。適用課へお問合せください。

●ハローワーク福岡南（公共職業安定所） 適用課

〒816-8577 春日市春日公園3-2

TEL：092-687-4516

FAX：092-574-6554